

あわくらポイントサービスにおける 付与アカウントおよびポイント付与 API 利用規約

岡山県西粟倉村

総則

第1条

あわくらポイントサービス（あわポ）とは、西粟倉村（以下「当村」といいます。）が実施する事業や、村民を主たる対象として民間が企画するイベントの参加者等に対し、行政ポイント事業を実施することにより、村が実施する事業への参加等の促進や村民間の交流の推進を図るとともに、村内産業及び地域経済の活性化等に寄与することを目的としています。事業やイベントの実施者は、ポイントを活用して、村民活動に対して付加価値の創出、ポイントを流通させることによる参加機会や新たな人材の掘り起こし、継続的な村民活動への支援、活動のやりがいや楽しみの創出などを目指しています。

本規約は、あわポにおける、ポイント付与アカウントもしくはポイント付与 API の利用に関するものです。村民や民間事業者は、付与アカウントもしくはポイント付与 API（以下、「あわポ付与サービス」といいます）を利用することで、他の村民にポイント付与を行うことができます。あわポ付与サービスを利用するには、利用目的を明確にした上で、役場への利用申請が必要です。以下の各項目を読み、申請手続き等を行なってください。

利用申請

第2条

1. 本規約の内容に同意の上、下記の専用フォームより利用申請をされた方（以下「利用者」といいます。）は、あわポ付与サービスを利用することが可能となります。

2. 利用申請の対象となるイベントやサービスは、西粟倉村行政ポイント事業実施要綱に沿って、当村内で実施されているか、当村民を対象としているものに限ります。

3. 以下のようなイベント・サービスは申請できません。

- ① 公序良俗に反するような内容を含むもの
- ② 実施の告知が広く村民へ周知されないもの
- ③ 当村が既に実施しているもの
- ④ その他、村長が不適切と認めるもの

申請項目

第3条

1. 利用申請にあたっては、付与アカウントの発行を希望するか、ポイント付与 API の利用を希望するか、いずれかを選びます。利用申請は、下記 URL から行うことができます。

<https://logoform.jp/form/NWY6/456206>

2. 利用申請に必要な項目の一部は以下の通りです。

- ① イベント名・サービス名
- ② イベント・サービスの概要
- ③ イベント・サービスであわポの付与をしたい理由・目的
- ④ イベント・サービスの実施期間（年度をまたぐ場合は更新が必要です）
- ⑤ 付与 1 回あたりのポイント数

利用申請にあたっては、利用事業者自身に関する真実かつ正確な情報を提供してください。当村が内容を確認したのち、適切と認められたものに対し承認します。

申請内容の変更および利用の終了について

第4条

1. ポイント数や実施内容など申請内容を変更する際には、役場担当課までお問い合わせください。また、利用を終了する場合は速やかに役場までご連絡ください。

付与アカウントの利用について

第5条

1. ポイント付与アカウントは、ポイントの付与を受ける通常のあわポアカウントとは異なり、QR コードを読み込むことでポイント付与を行う機能を持ったポイント付与専用のアカウントです。ポイント付与アカウントを利用するにはカメラ機能を持つスマートフォンもしくはタブレット端末が必要です。

2. ポイント付与アカウントは、任意のイベントに対しポイントを付与することができます。利用の際には、ご自身が選択したイベントを選択してポイント付与を行うようにしてください。

ポイント付与 API の利用について

第6条

1. ポイント付与 API の利用について、当村よりリクエスト送信先 API の URL を提供します。事業者は申請した内容に沿うよう適切にポイントが付与される機能をサービス内に実装し、追加するものとします。

2. あわポ管理番号は、村内であわポを利用するユーザー一人ひとりに対して個別に与えられる ID であり、将来的な変更が生じることは原則としてありま

せん。ユーザーにあわポ ID の入力を行わせる場合には、ユーザーが後から ID を変更させないようにするような UI の設計を行う等、ユーザーが適切に機能を利用できるように考慮の上サービスの実装を行ってください。

3. ポイント付与 API は、予め決められた IP アドレスからの送信のみが処理されます。リクエストを行う送信元サーバーの IP アドレスを定め、別途連絡してください。

4. ポイント付与 API を使用する場合、利用終了時期は、原則としてその年度末となります。

あわポ付与サービスの利用料金について

第 7 条

1. あわポ付与サービスには、利用期間に応じた固定利用料が発生します。固定利用料は、1,000 円/月が登録期間に対し発生し、利用者は、期間開始前までに、役場への支払いを完了させてください。

2. あわポ付与サービスを利用してポイント付与が行われた際、付与されたポイント 1 ポイントに対し、1 円の利用料が発生します。利用者は、期間中の付与ポイントに相当する金額を、期間終了後に役場へお支払いください。

3. 期間中に利用期間を変更する場合や、利用を終了する場合に、変更に伴い発生する固定利用料の差額を返金することはできません。

免責事項・注意等

第 8 条

1. あわポ付与サービスは、任意のあわポ管理番号をもつあわポアカウントに対してポイントを付与する機能を提供するものです。従って、このサービスを利用して、村民であることの確認など、ポイントの付与行為以外を目的として利用することはできません。

2. 申請されたイベントで付与されたポイントや、付与されたあわポ管理番号に関する質問について、個別に役場からお答えすることはできません。

3. サービスの実装および運用に際し、何らかの方法で入手したユーザーのあわポ管理番号を公開可能な状態にすることや、公開する行為は絶対にしないでください。

規約の変更

第 9 条

1. 本規約を変更する場合、西粟倉村は、村ホームページや広報等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

合意管轄裁判所

第10条

1. 本規約に関して紛争が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

準拠法

第11条

1. 本規約の解釈、適用については日本国法を準拠法とします。

問い合わせ窓口

上記について、西粟倉村役場までお問い合わせください。
西粟倉村役場 0868-79-2111（代表）
707-0503 岡山県英田郡西粟倉村大字影石 33 番地 1
受付時間 8：30～17：15

本規約は、令和6年3月1日から適用します。